

## 厚生年金保険制度及び退職等年金給付の標準報酬月額の上限額の改定

令和 2 年政令第 246 号及び第 248 号（令和 2 年 8 月 14 日公布）により令和 2 年 9 月 1 日から厚生年金保険制度の標準報酬月額及び退職等年金給付に係る標準報酬月額の最高等級の上にさらに 1 等級追加されました。

令和 2 年 9 月 1 日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（令和 2 年 9 月から標準報酬月額を決定または改定される者を除く。）のうち、令和 2 年 8 月の標準報酬月額が 62 万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が 63 万 5 千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改定後の等級区分による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして改定します。改定された標準報酬月額は、令和 2 年 9 月から令和 3 年 8 月までまたは随時改定等が行われるまでの各月の標準報酬月額となります。

この改定の対象となった方には、標準報酬決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

なお、標準賞与額の最高限度額（150 万円）は変わりません。

毎月の掛金等については、このホームページに「標準報酬の等級別掛金一覧（適用期間：令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月）」を掲載していますのでご確認ください。

等級表(抜粋)

報酬月額	厚生年金		退職等年金給付		短期・保健・介護	
	等級	標準報酬の月額	等級	標準報酬の月額	等級	標準報酬の月額
円以上 円未満		円		円		円
605,000 ～ 635,000	31	620,000	30	620,000	30	620,000
635,000 ～ 665,000					31	650,000
665,000 ～ 695,000					32	680,000
695,000 ～					33	710,000
:					:	:

➔

厚生年金		退職等年金給付		短期・保健・介護	
等級	標準報酬の月額	等級	標準報酬の月額	等級	標準報酬の月額
	円		円		円
31	620,000	30	620,000	30	620,000
<b>32</b>	<b>650,000</b>	<b>31</b>	<b>650,000</b>	31	650,000
				32	680,000
				33	710,000
				:	: